

製品企画高度化支援事業 支援対象企業募集

福岡県工業技術センターインテリア研究所は、県内の家具・装備品製造業の製品企画力向上を支援し、戦略的な製品開発ができる活力ある企業を育成することを目的とした、家具ブランド力高度化支援事業 製品企画高度化支援事業を実施します。

募集受付期間

平成30年4月11日(水)ー

平成30年**5月7日**(月)

公募説明会

4月12日(木) 18時00分ー19時00分

場所:福岡県工業技術センター インテリア研究所
2階研修室 (大川市上巻405-3)



募集内容

本事業では、外部有識者やインテリア研究所職員らと共にグループを構成し、戦略的な製品企画に取り組みます。また、企画した製品コンセプトを具現化するデザイン作業をデザイン事業者に業務委託し、製品化の促進を図ります。そこで、県内の家具・装備品製造業を対象に、支援を希望するやる気を持った企業を募集します。

応募資格

福岡県内に事業所を有する中小企業者又は、福岡県内に事業所を有する中小企業者を構成員に含むグループで、本事業の支援を受けることにより、平成30年度末迄に本事業により企画開発した家具の製品化又は、製品化に向けた試作品を完成することができる者となります。

応募方法

募集要項を参照のうえ、

- ①製品企画高度化支援事業申込書(様式1)
 - ②事業概要資料(会社案内など)
- をインテリア研究所まで持参または郵送により提出して下さい。

(郵送の場合は平成30年5月7日必着)

※グループでの応募の場合は、応募者として代表の実施主体を1社選定し、グループ参加者リスト(様式2)を提出下さい。

お問い合わせ

福岡県工業技術センター
インテリア研究所 技術開発課 担当:石川
〒831-0031
福岡県大川市上巻405-3
TEL:0944-86-3259 FAX:0944-86-4744
Email: hishikawa@fitc.pref.fukuoka.jp
HP: <http://www.fitc.pref.fukuoka.jp/center/idri/idri.htm>

➡ 裏面もご覧ください (参加申し込み欄)

事業の流れ

<平成30年>

4月 公募

5月 審査・決定

製品
コンセプト
企画開発

8月 デザイン
事業者公募

9月 審査・決定

製品デザイン
作業

3月 完成

1 支援企業の公募・決定

- ・ 支援対象企業を公募 (～5月7日)
- ・ 審査会開催 (5月中旬)
- ・ 支援企業決定 (5月中旬)
- ・ 説明会 (5月下旬)

2 製品コンセプトの企画開発

- ・ グループ初顔合わせ (5月中旬)
- ・ コンセプト作成作業 (～8月下旬)

3 デザイン事業者の募集・決定

- ・ デザイン事業者を募集 (8月下旬)
- ・ 審査会開催 (9月)
- ・ デザイン事業者決定 (9月)
- ・ 説明会 (9月)

4 デザイン作業を行い製品を具現化

- ・ デザイン事業者初顔合わせ (9月下旬)
- ・ デザイン作成作業 (～3月)

5 製品(試作品)完成

備考

- (1) 審査の上、支援を受けることとなる企業(以下支援企業という)の製品企画の取り組みには、インテリア研究所が運営に携わります。
- (2) 支援企業については、企業名および企画開発された製品コンセプトを表すタイトルを福岡県工業技術センターホームページ等で公表すると共に、デザイン事業者向けの説明会でプレゼンテーションをしていただきます。
- (3) 支援企業は、インテリア研究所と支援企業とで共同研究契約書に基づく共同研究契約を締結します。
- (4) 企画開発された製品コンセプトの内容については、応募を検討しているデザイン事業者に対して、秘密保持契約を締結のうえ開示致します。
- (5) 本事業におけるデザイン事業者とは、製品開発に係るデザイン作業ができる法人または個人事業者を指します。
- (6) 当該事業では、デザイン事業者からのデザイン支援企画提案を審査しデザイン事業者を決定するため、支援企業がマッチングを希望するデザイン事業者からのデザイン支援を受けられない場合があります。
- (7) 当該事業に関わる外部有識者によるデザイン支援業務に関わる契約期間中の経費については、インテリア研究所が外部有識者へ直接支払います。
- (8) 当該事業で選定したデザイン事業者による、デザイン支援業務に関わる経費については、契約期間中の業務委託料としてインテリア研究所がデザイン事業者へ直接支払います。
- (9) 試作品の製作に係る材料費などの諸経費の他、当該事業の請負契約の業務内容に含まれない業務をデザイン事業者に委託することで発生する費用は支援企業の負担となります。
- (10) 当該事業において、デザイン事業者が成した知的財産権(知的財産権とは発明、考案及び意匠、商標に関連するネーミング、ロゴ・シンボルマーク、著作物の創作及びノウハウの創出による成果物をいう。知的財産権には発明、考案、意匠及び商標の各々特許、実用新案登録、意匠登録を受ける権利及び商標登録出願を行う権利(商標登録出願により生じた権利)を含む。以下「本知的財産権」という。)は、原則として福岡県に帰属します。
- (11) 当該事業の実施において、支援企業は必要な場合、デザイン事業者やインテリア研究所と秘密保持契約を締結することができます。
- (12) 事業の事業効果を測るため、当該事業を通じて開発した商品の販売・売上実績を、該当する製品が廃番となるまでインテリア研究所に報告していただきます。
- (13) 役員等経営に関与する者に暴力団員が含まれている場合は、支援企業に認定しません。仮に、支援決定後に判明した場合は、支援決定を取り消します。

公募説明会 参加申し込み書

送信先 FAX：0944-86-4744

E-mail：hishikawa@fitc.pref.fukuoka.jp

インテリア研究所 石川 宛

〆切 4月11日(水)

会社名		参加者氏名	
TEL		E-mail	